

## 有限会社瑞穂農場 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう、次世代育成支援対策及び女性活躍推進法対策に取り組む企業として社会的にPRするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間

### 2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得者を 2 人以上にすること

女性社員・・・取得率を 80%以上にする

#### <対策>

- 令和 6 年 4 月～ 各職場における休業者の業務のカバー体制の検討を開始する。  
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など)
- 令和 6 年 5 月～ 取り組みを開始し、社員に通知する。

目標 2：社内の女性労働者の割合を 40%以上にする。

#### <対策>

- 令和 6 年 4 月～ 会社の社員採用担当者に「当社は社内の女性労働者の割合を 40%以上にする」を目標にしていることを通知する。  
各部門で女性の割合が増えた場合の問題点の検討と問題点の解決方法の検討を開始する。
- 令和 6 年 5 月～ 採用面接時に、女性が働きやすい職場であることを積極的に広報する。

目標 3：出産や子育てによる退職者の再雇用制度を促進する。

#### <対策>

- 令和 6 年 5 月～ 出産や子育てのために退職する退職者に対し、退職前に再雇用制度があることを周知及び説明して、再雇用制度を利用して働く者の増加を図る。

## 男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合、集計期間：令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月)

全労働者	108. 21%
正社員	99. 95%
有期契約社員	119. 98%